

## 東京都板橋区特定区営住宅コミュニティ形成促進事業実施要綱

令和7年1月24日区長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区営住宅条例（平成9年板橋区条例第40号）第2条第3号に規定する特定区営住宅に設置されている集会所（以下「集会所」という。）を、当該特定区営住宅の入居者で構成される団体又は入居者と近隣住民とで構成される団体（以下「入居者団体等」という。）が利用することで交流を深め、当該特定区営住宅におけるコミュニティ形成を促進する事業（以下「コミュニティ形成促進事業」という。）を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (コミュニティ形成促進事業)

第2条 区長は、コミュニティ形成促進事業として、集会所を入居者団体等に利用させるものとする。

### (コミュニティ形成事業の対象となる住宅)

第3条 コミュニティ形成促進事業は、特定区営住宅のうち入居者で構成される自治会、その他の当該特定区営住宅を自主的に管理する団体（以下「自治会等」という。）が組織されていないもの又は自治会等により集会所を管理することができないものにおいて実施するものとする。

- 2 区長は、コミュニティ形成促進事業を実施している特定区営住宅において、自治会等から自ら集会所を管理したい旨の申出があった場合であって、これを適当と認めるときは、当該コミュニティ形成促進事業を終了するものとする。
- 3 区長は、前項の規定によりコミュニティ形成促進事業を終了するとき、集会所を管理するために必要な事項を自治会等に引き継ぐものとする。

### (集会所を利用できる者)

第4条 集会所を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 集会所が設置されている特定区営住宅の入居者のみで構成する2人以上の団体
  - (2) 集会所が設置されている特定区営住宅の入居者1人以上と近隣住民で構成する団体
- 2 前項の規定にかかわらず、板橋区が行政目的を達成するために必要と認められるときは、集会所を利用することができる。

### (利用申請)

第5条 集会所を利用しようとする者は、集会所利用申請書（別記様式）を当該集会所の特定区営住宅に配置している管理人（以下「管理人」という。）に提出し、区長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の申請書の提出期限は、集会所を利用しようとする日の2日前の日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、土曜日又は日曜日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その直前の休日等でない日）までとする。

- 3 第1項の申請書は、集会所を利用しようとする日の2月前の日の属する月の初日（この日が休日等に当たるときは、その直後の休日等でない日）から受け付ける。
- 4 第1項の申請書の受け付けは、先着順に行うものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、板橋区が行政目的を達成するために集会所を利用するときは、他の申請より先に受け付けることができる。

(利用承認)

第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の承認をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 集会所の利用が、販売、講習会等営利を目的としたものであると認められるとき。
- (3) 集会所を毀損するおそれがあると認められるとき。
- (4) 集会所の管理上支障があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、集会所の利用が不相当と認められるとき。

(利用者負担)

第7条 集会所の利用料は、無料とする。

(留意事項)

第8条 利用者は、集会所を利用するに当たり、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 集会所は、原則として、休日等でない日の午前9時から午後5時までの間のうち区長が指定する時間帯において使用すること。
- (2) 集会所の利用は、1時間単位とし、1回につき原則として4時間以内とすること。
- (3) 第4条第1項第1号に掲げる団体は、原則として、集会所の利用を1日につき1回を限度とすること。
- (4) 第4条第1項第2号に掲げる団体は、原則として、集会所の利用を週に1回を限度とすること。
- (5) 第4条第1項第2号に掲げる団体は、原則として、集会所を利用する者の中に集会所が設置されている特定区営住宅の入居者を含めること。
- (6) 集会所の使用終了後、直ちに原状回復し、管理人に鍵を返却すること。

(禁止行為)

第9条 利用者は、集会所を利用するに当たって、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可を受けないで寄附金の募集、物品の販売又は飲食物の販売をすること。
- (2) 騒音を発する等他人の迷惑となる行為をすること。
- (3) 火災、爆発その他危険が生じるおそれのある行為をすること。
- (4) 建物等を汚損し、又は毀損するおそれのある行為をすること。
- (5) 許可を受けないで広告類を掲示し、又はまき散らす行為をすること。
- (6) 喫煙すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に反する行為をすること。

(使用中止)

第10条 区長は、集会所の使用目的が適切でないとき又は管理上支障があると認めるときは、利用者に対して、使用を中止させることができる。

(集会所の開放)

第11条 区長は、第5条第2項に規定する期限までに同条第1項に規定する申請書の提出がない場合であって、その時間帯に集会所を利用する特定の者がいないときは、当該時間帯に係る集会所を、当該集会所が設置されている特定区営住宅の入居者に開放してこれを利用させることができる。

2 前項の規定については、第8条第1号、第9条及び前条の規定を準用する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、コミュニティ形成促進事業について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

別記様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

利用団体名 \_\_\_\_\_

代 表 者 \_\_\_\_\_

集会所利用申請書

次のとおり集会所の利用を申請します。

利用日時 ※利用目的ごとに 申請書を提出 してください。	年 月 日 ( ) 時から 時まで
	年 月 日 ( ) 時から 時まで
	年 月 日 ( ) 時から 時まで
	年 月 日 ( ) 時から 時まで
利用目的 ※該当する箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入して ください。	<input type="checkbox"/> 会議 <input type="checkbox"/> 趣味・サークル <input type="checkbox"/> その他 具体的な内容 <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div>
利用人数	人
団体の種別 ※該当する箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入して ください。	<input type="checkbox"/> 入居者のみ <input type="checkbox"/> 入居者と近隣住民
団体に属する 入居者（1名）	
本日申請した方の署名 住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号 _____	

キリトリ

年 月 日

利用承認書

利用団体名 \_\_\_\_\_

代 表 者 \_\_\_\_\_ 様

板橋区長

次のとおり集会所の利用を承認します。

利用日時	年 月 日 ( ) 時から 時まで
	年 月 日 ( ) 時から 時まで
	年 月 日 ( ) 時から 時まで
	年 月 日 ( ) 時から 時まで